

三田市空家等対策協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、三田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画(法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。次号において同じ。)の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、三田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 空家等対策計画(法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。次号において同じ。)の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>